

阿南工業高等専門学校地域連携・テクノセンター規則

(平成21年4月1日)

(規則第41号)

(趣旨)

第1条 高度技術専門教育、学内共同研究の推進及び地域産業の振興に寄与するため、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、地域連携・テクノセンター（以下「センター」という。）を置く。

(部門)

第2条 センターに次の部門を置く。

- (1) 地域連携部門
- (2) 知的財産・研究支援部門
- (3) 教育研究部門
- (4) 防災環境研究部門
- (5) 産学連携高度レーザー基盤研究部門

2 教育研究部門には寄附講座を置くことができる。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) センターの管理運営及び広報に関すること。
- (2) 設備等の利用計画、事業計画に関すること。
- (3) 人材育成及び技術者養成に関すること。
- (4) 地方公共団体等との連携に関すること。
- (5) 創造教育及び生涯学習等に関すること。
- (6) 地域産業界等からの技術相談及び企画相談に関すること。
- (7) 知的財産権の取得及び活用に関すること。
- (8) 公開講座の推進に関すること。
- (9) 外国人研究者との学術交流に関すること。
- (10) 阿南高専科学技術振興会に関すること。
- (11) 新分野における教育研究（寄附講座を含む）に関すること。
- (12) 外部資金に関すること。
- (13) 環境分野における教育研究及び環境啓発活動に関すること。
- (14) 研究談話会等研究に係るFDに関すること。
- (15) その他、センターの管理運営に関すること。

2 地域連携部門においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 地方公共団体等との連携に関すること。
- (2) 阿南高専科学技術振興会に関すること。
- (3) 地域産業界等からの技術相談及び企画相談に関すること。
- (4) 公開講座の推進に関すること。
- (5) その他地域連携に関すること。

3 知的財産・研究支援部門においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 知的財産権の取得及び活用に関すること。
  - (2) 研究談話会等研究に係るFDに関すること。
  - (3) その他知的財産・研究支援に関すること。
- 4 教育研究部門においては、次の業務をつかさどる。
- (1) 新分野における教育研究（寄附講座を含む）に関すること。
  - (2) 創造教育及び生涯学習等に関すること。
  - (3) 人材教育及び技術者養成に関すること。
  - (4) その他教育研究に関すること。
- 5 防災環境研究部門においては、次の業務をつかさどる。
- (1) 防災及び環境分野（自然・社会科学系）における研究教育に関すること。
  - (2) 防災及び環境啓発活動に関すること。
  - (3) その他防災及び環境研究に関すること。
- 6 産学連携高度レーザー基盤研究部門においては、次の業務をつかさどる。
- (1) 産学連携研究開発の推進に関すること。
  - (2) 産学官民への広報活動に関すること。
  - (3) 研究活動の情報発信に関すること。
  - (4) 連携拡大に関すること。
  - (5) その他産学連携高度レーザー基盤研究に関すること。

（職員等）

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) 各部門の部門長
  - (4) 各部門の副部門長
  - (5) その他センター長が必要と認める者
- 2 センター長は、本校の教員のうちから、校長が任命する。
- 3 副センター長及び各部門の部門長は、本校の教員のうちから、センター長が指名する。
- 4 各部門の副部門長及びその他センター長が必要と認める者は、本校の教職員のうちから、センター長が指名する。

（職務）

第5条 センター長は、センターの管理・運営に関し掌理する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 部門長は、部門の管理・運営に関し掌理する。
- 4 副部門長は、部門長を補佐する。

（任期）

第6条 第4条第1項第2号から第5号に掲げる職員の任期は1年とし、再任を妨げない。  
ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（地域連携・テクノセンター委員会）

第7条 センターの円滑な運営を図るため、阿南工業高等専門学校地域連携・テクノセンター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、総務課が処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、創造テクノセンター棟の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年12月8日から施行し、令和3年11月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年8月30日から施行し、令和5年7月12日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。